

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

概要

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民や事業者等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する取組みを行うとともに、市民や事業者等が自発的な感染対策や事業継続ができるよう支援する。

準備期

国の取組

- ・ 有事に国民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備を行う。
- ・ 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備を行う。

市の取組

情報共有体制の整備

- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

支援の実施に係る仕組みの整備

- 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者や外国人等も含め、支援対象に迅速に情報が届くようにすることに留意する。

柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

- 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。
- なお、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

生活支援を要する者への支援等の準備

- 新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう努める。

火葬能力等の把握、火葬体制の整備

- 火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。

初動期

国の取組

- ・ 国内での新型インフルエンザ等発生に備え、必要な対策の準備を開始する。
- ・ 事業継続のための感染対策等の準備、法令等の弾力的な運用の周知等を行う。

市の取組

事業継続に向けた取組の要請

- 感染拡大に備え、市は事業者に対し、以下の取組等を、事業形態に応じて実施するよう要請し、着実に感染対策が行われるようにする。
 - ・ 従業員の健康管理の徹底
 - ・ 感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨
 - ・ オンライン会議等の活用
 - ・ テレワークや時差出勤の推進など

生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

- 市民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

遺体の火葬・安置

- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が行った場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

対応期

国の取組

- ・ 平時の準備を基に、国民生活や社会経済活動の安定を確保する。
- ・ 国等は、生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

市の取組

市民生活の安定の確保を対象とした対応

心身への影響に関する施策

- 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・成育に関する影響への対応等)を講ずる。

生活支援を要する者への支援

- 高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう努める。

教育及び学びの継続に関する支援

- 新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がされた場合は、必要に応じ、教育に関する取組等の必要な支援を行う。

サービス水準に係る市民への周知

- 必要に応じて、市民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。

生活関連物資等の価格の安定等

- 市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての、消費者としての適切な行動を呼び掛ける。
- 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう、県等と連携し、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県等と連携し、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

火葬の特例等

必要に応じて、以下の対応を行う。

- 県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して、広域火葬の応援・協力をを行う。
- 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において火葬が困難となった場合、厚生労働大臣が定める地域・期間において火葬許可の特例が設けられるため、該当特例に基づき手続を行う。

市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

事業継続に関する事業者への要請等

- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。
- 事業継続に資する情報(事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等)を適時更新しながら、北九州商工会議所等の関係団体と連携し、事業者に提供する。

事業者に対する支援

- 国の財政支援を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

雇用への影響に関する支援

- 国の支援策を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を検討する。

市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- 国や県の支援策を踏まえ、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を検討する。